

提案書

平成21年2月9日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 103-0013

とうきょうとちゅうおうくにほんぼしにんぎょうちょう ちょうめ

東京都中央区日本橋人形町三丁目10-2
フローラビル 8階

しゃだんほうじん

きょうかい せいさくいいんかい

社団法人テレコムサービス協会 政策委員会

TEL

メールアドレス

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集」
に関し、別紙のとおり提案します。

1. 第二種指定電気通信設備制度の検証について（項目1.（1）1）

規制の根拠が電波の有限希少性に起因するとの相違はあるものの、回線設備を設置する事業者は、他の事業者との接続協議において優越的な地位に立つことになりなく、この結果、当該事業者の移動通信網に接続して通信サービスを提供する事業者（MVNO）や当該事業者が提供する移動通信サービスを卸で購入してプラットフォーム・サービスを提供する事業者が競争的なサービスまたは革新的なサービスを提供することは困難になります。

周波数の割り当てを受け、業務区域内に新規に基地局を設置する初期投資段階はさておき、一定のカバレッジ・エリアを達成し、安定的にサービスを提供しうる段階に到達した段階においては、国民生活に与える影響が大きいサービスの市場において支配的な地位を有する事業者に対し第一種電気通信設備制度と同等の規制を課すことにより、公正な競争環境を整備する必要があると考えます。

2. 第二種指定電気通信設備制度の検証について（項目1.（1）2）

公正な競争環境を整備するためには、第二種電気通信設備制度についても第一種電気通信設備と同様な標準的接続箇所やアンバンドルの考え方を導入する必要があると考えます。

またアンバンドルに関する要望の検討においては、二者間協議で合意に至るのは難しいため、可能な限り複数の利害関係者が参加するオープンな場での協議が可能になるよう望みます。

3. ローミングの制度化について（項目1.（2）1）

移動通信網の事業者間のローミングのサポートについては、海外の現状¹に比べて技術方式の違いから国内の現状は遅れており、利用者利益が損なわれていると考えます。

今後、現状の移動通信網は固定通信・移動通信融合型のIP網であるNGNに移行するものと期待されるので、これを機会にNGNにおける事業者間のローミングの在り方について検討し、我が国におけるローミング制度を確立する必要があると考えます（提案6.（ウ）参照）。

¹ 米国では、公共の利益の確保を目的として、ローミング・サービスをコモン・キャリア・サービスと位置付け、CMRSに対してローミングのサポートを義務付けている（FCC 07-143）。また、欧州では、利用者利益を確保する視点から域内の国内ローミング・サービスに対する、小売料金および卸料金の上限を定めている（IP/07/870）。

4. 移動網の通信プラットフォーム機能について（項目3.（1）1）

(ア) 移動網の通信プラットフォーム機能については、ネットワークを保有する携帯事業者が現状において垂直統合型で提供している認証・課金および位置情報提供機能を対象に、MVNO 事業者の要望をもとにアンバンドルの可否について検討する必要があると考えます。

(イ) 上記機能のアンバンドル化に際しては、固定通信・移動通信融合型の IP 網である NGN への移行可能性を十分に留意して検討する必要があると考えます。

5. 固定網（NGN）の通信プラットフォーム機能について（項目3.（1）2）

(ア) NGN に関する ITU-T 勧告では、NGN 事業者以外の第三者のアプリケーションのために、2 種類の ANI (Application-Network Interface) を定義しています。

1 つは、サービスプラットフォーム (Application Support Functions & Service Support Functions) を NGN の内部に構築し、アプリケーションに各種プラットフォーム・サービスを提供するためのインタフェース (Parlay X などの Web サービスが検討されている) です。

もう 1 つは、NGN のコアとなる IMS (IP Multimedia Subsystem、ITU-T では Service Control Functions と呼ぶ) を SIP ベースで直接制御することによって NGN 事業者以外の第三者でもサービスプラットフォームを構築することができるインタフェース (ISC : IMS Service Control や Sh 等) です。(別紙 1 参照)

しかし、現状の NTT 東西の NGN では、上記いずれのインタフェースも提供されていません。

(イ) 当協会では、「競争セーフガード制度の運用に関する再意見の募集」

(2008 年 8 月) において提出した意見で述べた通り、NGN 事業者に対して NGN 事業者以外の第三者がサービスプラットフォームを構築するためのインタフェースを公開することを要望し、さらにアプリケーションサービス事業者やコンテンツ事業者に対して多様なサービスの提供が可能になるよう、認証機能、セッション制御機能、品質制御機能などのアンバンドルを要望しています。

(ウ) ただし、これら機能のアンバンドル化に際しては、提案 4. (イ) で述べたとおり、固定通信・移動通信融合型の IP 網である NGN への移行可能性を十分に留意して検討する必要があると考えます。

6. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方について
(項目 4. (2))

(ア) 固定通信・移動通信融合網 (NGN) の通信プラットフォーム機能について

移動通信網および固定通信網の通信プラットフォーム機能のアンバンドルに係わる接続箇所および接続条件の検討においては、固定通信・移動通信融合型の IP 網である NGN へのスムーズな移行を確保するため、NGN に関する ITU-T 勧告で規定するアーキテクチャおよびインタフェース仕様をもとに検討すべきと考えます。

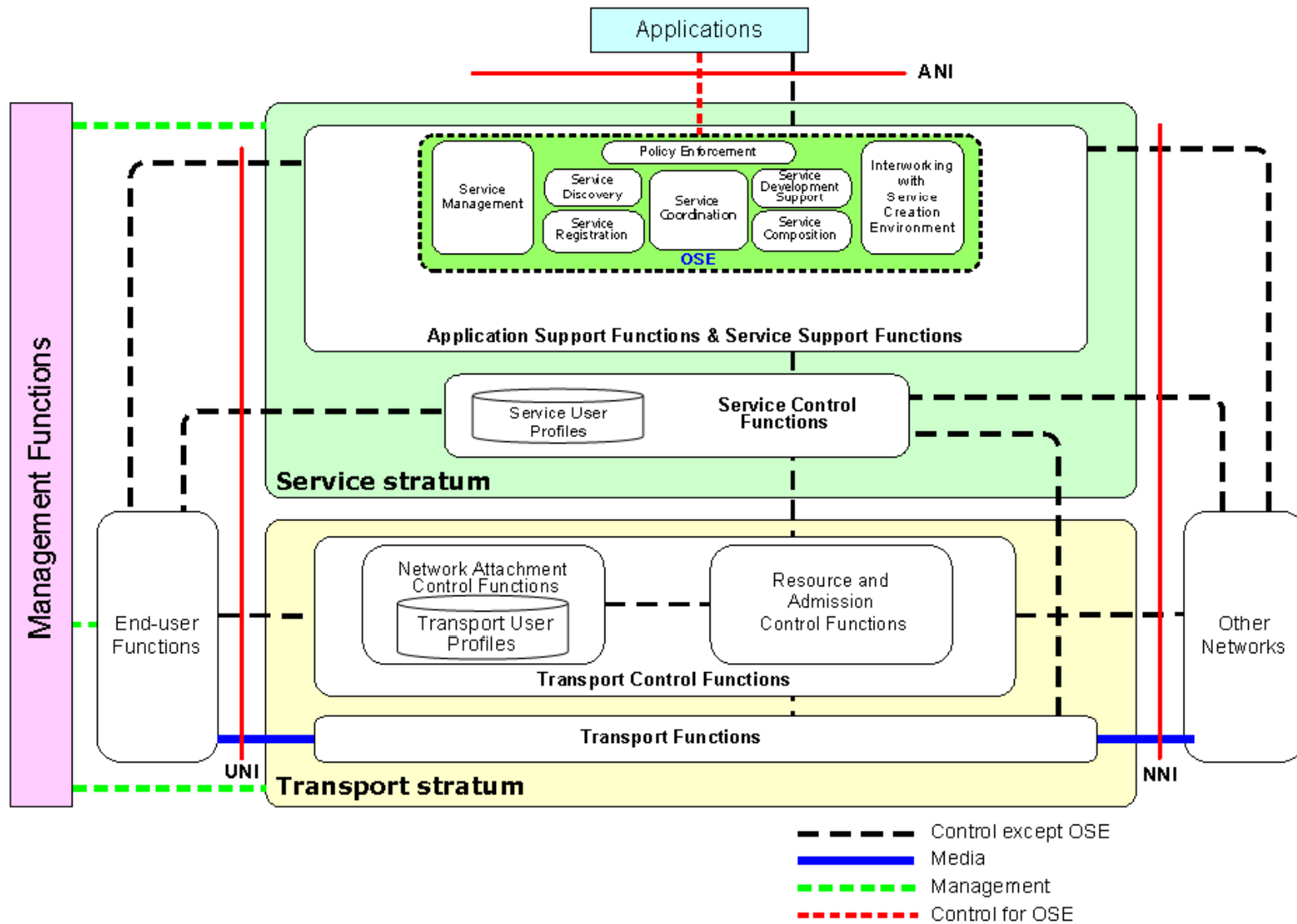
(イ) 市場の画定について

現状の制度では、固定通信サービスと移動通信サービスは異なる市場として確定されますが、今後は FMC サービスの普及に伴い、固定通信サービスと移動通信サービスの市場に加えて、FMC サービスの市場を確定する必要があると考えます。

(ウ) その他、検討すべき事項

ア) その他検討すべき事項として、移動通信網の間のローミングに加え、移動通信網と固定通信網の間のローミングおよび固定通信網の間のローミングのサポートの在り方について検討する必要があると考えます。ご案内の通り、固定通信・移動通信融合型の IP 網である NGN では、固定網または移動網に拘わらず、ローミング・サービスにより移動先のネットワーク (Visited Network) を通して、加入先のネットワーク (Home Network) のサービスを利用することができます。このことは、一のネットワークに加入すれば、他の事業者の設備を利用してシームレスに必要なサービスを利用できることを意味し、今後、多種多様なアクセス・ネットワークの出現が期待される中で、利用者の利便性が高まることが期待されます。

イ) 上記の状況を考慮し、ローミングを接続の一形態と位置付け、ネットワークを保有する NGN 事業者間の NNI 接続についてはローミングのサポートを義務化 (事業法第 34 条を適用) するとともに、指定電気通信設備を所有する事業者に対しては接続約款の認可・届出を義務化するのが適当と考えます。



Y.2234 Figure 3 – Extended NGN architecture positioning the OSE with expanded view of the OSE functional group